

米の安定供給体制の確立と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める件

今般の米価の高騰は、消費者にとって重い負担になっていることに加え、事業者においても、事業の継続に関わる問題となっている。政府備蓄米の放出により一定の価格引き下げ効果は見られたものの、依然として国民の生活に大きな影響を及ぼしている。

一方、生産現場においては、農業生産資材価格等の高騰が深刻化し、農業経営が圧迫され、さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足、50年余にわたる生産調整施策により、耕作放棄地の増加と農地の荒廃など、国内農業生産体制の脆弱化が進んでいる。また、政府備蓄米の市場流通や今後の米の生産状況により、需給バランスが崩れ、米価の下落を招くおそれがあることから、生産者への影響を懸念する声が上がっている。

こうした状況の下、食料・農業・農村基本法に定められた「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」の確保に向けた政策転換が求められている。

よって、国会及び政府におかれでは、米の安定供給体制の確立と農業基盤強化のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 実質的な生産調整につながる制度全体の実態を再検証するとともに、政府備蓄を回復し、全国の各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進に取り組むこと。
- 2 拙速なミニマムアクセス米の主食用米への利用拡大や外国産米の輸入拡大は行わず、米の生産力の維持に取り組むこと。
- 3 稲作農業において、再生産可能な所得が確保できる適正な価格形成に向けた仕組みづくりや食料安全保障のために水田活用の直接支払交付金制度を拡充するとともに、人手不足への対応など生産者負担の軽減策を実施すること。
- 4 スマート農業の導入に対する財政支援など、生産性の向上につながる施策を講じること。
- 5 米の流通ルートを点検可能とする制度を整備し、需要に応じた生産により、米価の安定を図ること。
- 6 若者、新規就農者、地域の農業法人への支援を強化し、持続可能な担い手確保の支援制度を整備すること。
- 7 飼料用米、加工用米、輸出用米など、主食用米以外の生産・販売支援制度を充実させること。

8 「みどりの食料システム戦略」に基づき、農地の維持、活用を前提とした環境保全型農業への転換を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 17 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野 田 譲